

2016年3月28日
日本郵便株式会社

国際郵便物に係る通関業務の有料化

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 高橋 亨）は、本年10月から、内容品の価格が20万円を超える国際郵便物に関して、当社が代理又は代行する輸出又は輸入申告手続（国際郵便物に係る通関業務）を有料化しますので、お知らせします。

国際郵便物への申告納税方式の適用開始（2009年2月16日）から一定の期間が経過したため、利用者負担の公平の観点から、次のとおり国際郵便物に係る通関業務を有料化します。

なお、申告納税方式にかかる国際郵便物の通関に関しては、日本郵便株式会社への委任のほか、差出人又は受取人が自ら行う、あるいは任意の通関業者に委任して行うこともできます。

記

1 実施日

- ・外国来郵便物（輸入）について：2016年10月1日（土）以降
- ・外国宛郵便物（輸出）について：2017年4月1日（土）以降

2 料金額

項目	料金(※1)(※2)
外国来郵便物に係る輸入申告	品目数 <u>2</u> つまで <u>6,600 円/件</u>
	品目数 <u>6</u> つまで <u>9,300 円/件</u>
	品目数 <u>7</u> つ以上 <u>12,000 円/件</u>
外国宛郵便物に係る輸出申告	<u>品目数にかかわらず</u> <u>2,800 円/件</u>

以 上

【注釈】

(※1) 消費税は免税です。

(※2) 品目数とは、通関業法基本通達 18-1（通関業務の料金）に規定する欄数をいいます。

【お客さまのお問い合わせ先】

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-5931-55（フリーコール）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です。）

<ご案内時間>

平日：8:00～22:00

土・日・休日：9:00～22:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。